

【喜茂別町国民保護計画別冊】

国民保護計画に係る  
避難実施要領

＜令和5年10月策定＞

喜 茂 別 町

《喜茂別町国民保護計画別冊 避難実施要領 更新履歴》

・令和5年（2023）10月 策定

目 次

1	計画の目的・根拠	2
2	避難実施要領策定の対象となる事態	2
3	町の重要施設等	2
4	武力攻撃事態の仮説	2
5	避難実施要領に含める事項の基準	2
6	策定する事態の検討	3
7	避難実施要領において仮説する想定	4
8	避難実施要領	4
①	突発的な弾道ミサイル攻撃時 「パターン1」	4
②	突発的なゲリラ・特殊部隊の攻撃時 「パターン2」	6
③	避難に時間的余裕がある事態の仮説	8
④	避難実施要領（共通） 「パターン3」	9
⑤	バス運行計画	15
⑥	各避難施設における職員担任区分（案）	16
9	避難施設一覧表	17

## 1 計画の目的・根拠

### (1) 計画の目的

町は、国民保護計画に係る事態発生時において、町として想定した事態の仮説に基づいて住民の避難要領等をあらかじめ見積り、対象となる各種事態における町の安全体制の確立を図る。

### (2) 避難実施要領策定の根拠

区 分	内 容 (抜粋)
国民保護法 (平成31. 4)	第61条第1項 市町村長は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、その国民の保護の計画に定めるところにより、関係機関の意見を聞いて、直ちに避難実施要領を定めなければならない。
国民の保護に関する基本指針 (平成29. 12)	第4章第1節第4項(1) 市町村は、関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。
北海道 国民保護計画 (平成30. 6)	第3編第4章第2項第7避難実施要領(1)① 市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、知事、道警察等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にして、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

## 2 避難実施要領策定の対象となる事態

- (1) 着上陸侵攻
- (2) 弾道ミサイル攻撃
- (3) ゲリラ・特殊部隊による攻撃
- (4) 航空攻撃

上記4事態から町の特性等を踏まえ、必要な事態に対して行動要領を計画

## 3 町の重要施設等

町内各施設の特性としては、市街地に生活基盤等に直接影響する施設が複数存在するとともに、尻別川と喜茂別川の河川があることから多くの橋梁があり、交通・生活路として橋の存在は重要となる。

## 4 武力攻撃事態の仮説

避難実施要領を定める事態ごとに設定（第6～7項参照）

## 5 避難実施要領に含める事項の基準（北海道国民保護計画 第3編第4章第2項第7）

- (1) 避難の経路、避難の手段、その他避難の方法に関する事項
- (2) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置、その他避難住民の誘導に関する事項
- (3) 避難施設の名称、所在、連絡先など避難先地域の情報
- (4) 携行品、服装等住民に対する注意事項
- (5) その他避難の実施に必要な事項

## 6 策定する事態の検討

### (1) 対象となる4事態の分析

区分	事態の事前予測の可能性	突発事案の可能性	避難に要する時間的猶予	事態発生優先順位
着上陸侵攻	政局の悪化等による国内外情勢及び国の情報等から、数カ月以上前から予測が可能	「低い」 現在の世界情勢下では、突発的な着上陸侵攻は考えにくい。	比較的ある。	④
弾道ミサイル攻撃	着上陸侵攻を企図する場合に発生することが予想されるが、試験的な発射は予測不可能	「ある」 特に、直接目標とされない場合においても、国近傍にミサイルが飛来する場合は、避難措置が必要	極めて少ない。	①
ゲリラ・特殊部隊の攻撃	基本的に、国内でゲリラ等の攻撃がある場合は、着上陸等の国内侵攻が企図と見積もられるが、狙いが不明な場合もあるため、予測は困難	「ある」 国内での事案等を含み、突然発生する可能性は否定できない。	ある程度時間がある場合と、極めて少ない場合が考えられる。	②
航空攻撃	弾道ミサイル同様、着上陸侵攻を企図とする場合、また、制空権を超える行動については、事前予測が可能	「低い」 着上陸侵攻と同様	比較的ある。	③

### (2) 避難実施要領を計画すべき事態の整理

#### ア 町の特性上、公算の高い事態

(1)の見積から、弾道ミサイル及びゲリラ・特殊部隊の攻撃の順

#### イ 避難の時間がある場合とない場合について

基本的には時間のない場合を主体とし、時間に余裕がある要領は共通的に策定

#### ウ 時期について

弾道ミサイルについては昼夜問わず可能性があるが、ゲリラ攻撃については、行動が隠蔽できない昼間の攻撃の公算は低いと考えられる。

### (3) 準備すべき避難行動要領

#### ア 事態の種類

弾道ミサイル攻撃（航空攻撃にも準用）、ゲリラ・特殊部隊の攻撃

#### イ 時間的尺度

避難の時間に余裕がない場合及び時間に余裕がある場合

#### ウ 準備すべき行動パターン

(ア) 時間がないパターン⇒「パターン1」弾道ミサイル攻撃、「パターン2」ゲリラ・特殊部隊の攻撃

(イ) 時間があるパターン⇒「パターン3」1・2共通  
合計3パターンの避難実施要領を計画

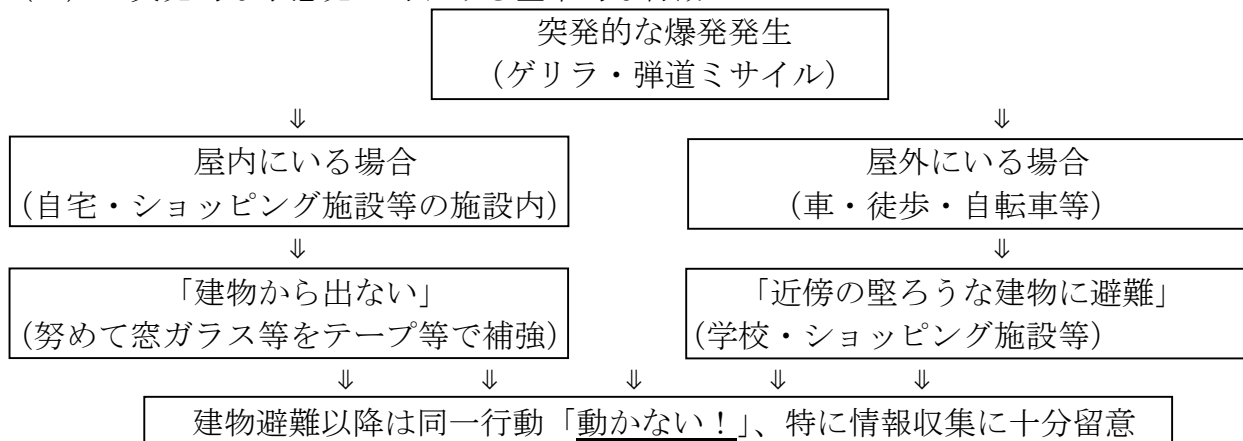
## 7 避難実施要領において仮説する想定

＜前提＞相手側の意図は一概に特定できるものではなく、突発的に起きうる事態の仮説として、ある程度妥当性のある条件を提示

事態	狙い	目標となりうる施設等	仮説する想定
弾道ミサイル攻撃事態	①試験射撃 ②地域の占領	目標とする地域の指揮・統制に係る機能等（通信施設、警察、軍事施設がある場合は軍事施設等）	②を仮説 中山峠通信施設（喜茂別町字川上）を目標としたと思われる弾道ミサイルが、照準誤差により中山峠スキー場の駐車場（喜茂別町字川上345）に着弾した想定 *別図参照
ゲリラ攻撃事態	①地域の占領に資する、地歩の確立 ②報復・擾乱を目的としたテロ的行為等	・札幌を占拠する際の妨害となる施設等（通信施設等） ・生活基盤に係る施設や著名な建造物等（農村環境改善センター等）	②を仮説 農村環境改善センターが爆破され、死傷者が発生する想定 *別図参照

## 8 避難実施要領

(1) 突発的な事態発生時における基本的な行動



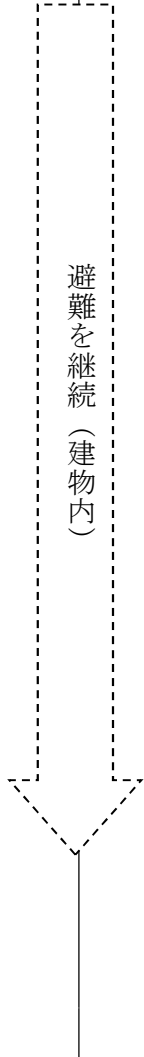
(2) 情報伝達について

国からはJアラート、TV・ラジオ、町からはIP告知端末・スマートフォンアプリ(JC-Smart)・広報車等で伝達

(3) 細部避難実施要領

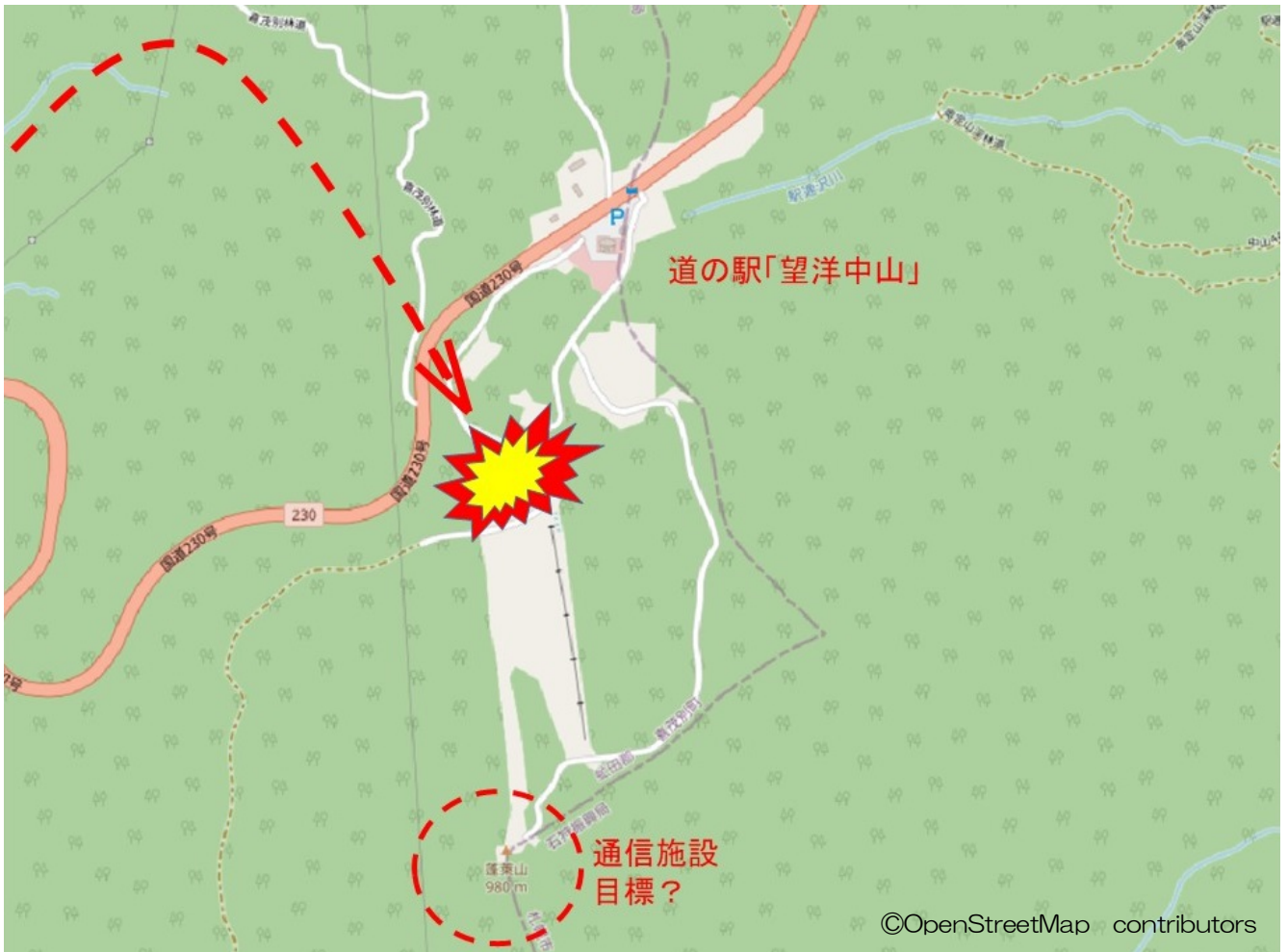
### ① 突発的な弾道ミサイル攻撃時 「パターン1」

- 1 弾道ミサイル攻撃時の仮説想定  
P6別図「仮説の想定（弾道ミサイル着弾場所）」
- 2 避難実施要領  
下表を基準とする。

時間 (仮説)	状 況 等		避 難 行 動	
	発信元	発信先及び内容等	屋 内	屋 外
事案発生 0分 以降加算	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全町民に対するJアラート通報 「弾道ミサイル発射情報、北海道の住民は速やかに建物内に避難して下さい。」</li> <li>○ LGWAN情報 「弾道ミサイルの弾道は、北海道札幌市南端に向け飛行中、20分後には羊蹄山ろく上空に到達が予想されます。道内、特に喜茂別町付近の住民は全て、堅ろうな建物内に避難して下さい。」</li> </ul>	ドア・窓等を閉め、努めて建物等の内側に避難	近くのコンクリート製の建物に避難 (学校、ショッピング施設等)
+2分	町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全町民 ⇒ IP告知端末、スマートフォンアプリ(JC-Smart)(以下IP等)</li> <li>○ 内容 「弾道ミサイルが発射、18分後には喜茂別町上空に到着、速やかに建物内に避難して下さい。」 *並行的に対策本部を開設</li> </ul>	 避難を継続 (建物内)	
+20分	複数	中山スキー場の駐車場に着弾		
+25分	警察	警察官が現場に急行 被害状況等の確認		
+35分		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現場の状況報告 「人・建造物等の被害なし。駐車場の地面が半径10mほど陥没」</li> </ul>		
+38分	町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道に報告・確認・依頼 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告 被害状況</li> <li>・ 確認 本事態の認識及び今後の事態予測</li> <li>・ 依頼 テレビ・ラジオによる情報提供</li> </ul> </li> </ul>		
+40分		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町民への情報提供 ⇒ IP等 「先ほどのミサイルによる被害はありませんが、今後の事態の予測を確認中ですので、安全が確認されるまで、建物内の避難を継続してください。」</li> </ul>		
		○ 警戒区域設定 着弾点周囲半径500m以内		
+70分	国 (道)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全町民に対するJアラート通報 「避難解除、安全が確認されました。」</li> </ul>	避難解除	
+72分	町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町民への伝達 ⇒ IP等、広報車「避難解除、安全が確認されました。」</li> </ul>		

備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事案発生当初は、その場近くで、努めてコンクリート製の堅ろうな建物に避難</li> <li>・ 時間に余裕がある場合の避難区分は、別紙1「避難区分」別紙2「避難エリア」参照</li> </ul>
-----	---

「仮説の想定（弾道ミサイル着弾場所）」

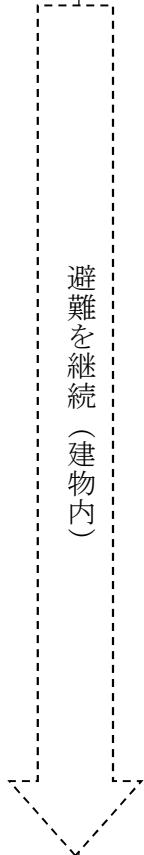
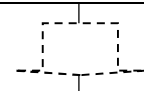


② 突発的なゲリラ・特殊部隊の攻撃時 「パターン2」

- 1 ゲリラ事態の仮説想定  
P 8 別図「仮説の想定（ゲリラ・特殊部隊の攻撃）」

## 2 避難実施要領

下表を基準とする。

時間 (仮説)	状 況 等		避 難 行 動	
	発信元	発信先及び内容等	屋 内	屋 外
事案発生 0分 以降加算	町民	○ 役場担当電話受「農村環境改善センターの建物が爆発しています。 人・建物等の細部被害は不明ですが、今は建物が燃えています。あと、武装した1～2名の人が川の方に走っていきました。」	ドア・窓等を閉め、努めて建物等の内側に避難	近くのコンクリート製の建物に避難 (学校、ショッピング施設等)
+2分	町	○ 町民 ⇒ IP等 「農村環境改善センターが何者かに爆破されました。ゲリラ・テロの可能性があるので、町内にいる人は全て自宅又は堅ろうな建物内に避難し、指示があるまで出ないでください。」 * 並行的に対策本部を開設 ○ 消防・警察「患者の搬送、消火活動及び警察の警護行動を要請」 ○ 道「状況の報告及び自衛隊の出動を要請」	 避難を継続 (建物内)	
+5分	国	○ 全国 Jアラート発信 ・ ゲリラの該当対象国の絞り込み等を実施		
+10分	町	○ 町民 ⇒ IP等 現在の情報を提供「本日△時頃の農村環境改善センターの爆発に伴い、現在、自衛隊を要請し、町内の安全化行動を実施します。安全が確認されるまでの間は、絶対に建物から出ないで下さい。また、テレビ・ラジオからの情報収集に努めて下さい。」 ○ 警戒区域の設定 農村環境改善センターを中心に、半径500m以内を警戒区域として設定		
+40分	自衛隊	○ 自衛隊の連絡幹部が役場に到着		
	町	○ 武装グループの捜索・町内の安全化を依頼		
+90分	自衛隊	○ 主力到着 捜索及び東西南北に警戒員配置		
+120分	警 察	○ 武装した不審者1名を捕獲		
+125分	自衛隊	○ 武装した不審者1名を捕獲		
+130分	町	○ 道に報告 (出身国・名前・年齢 等)		 避難解除
+140分	国	○ 本国から2名以外の侵入はないことを確認		
国・道・町		避難解除	避難解除	
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>事案発生当初は、その場近くで、努めてコンクリート製の堅ろうな建物に避難</li> <li>時間に余裕がある場合の避難区分は、別紙1「避難区分」を参照</li> </ul>			



「仮説の想定（ゲリラ・特殊部隊の攻撃）」



③ 避難に時間的余裕がある事態の仮説

1 考えられる事態の様相

(1) その1

国・北海道に対する攻撃（着上陸・弾道・ゲリラ・航空）において、喜茂別町が主対象ではない場合

(2) その2

町を占拠した場合の戦略的な価値（国道230号線と国道276号線の交点を保有）により、中山峠方向から札幌市への着上陸の可能性がある場合

## 2 作成する計画

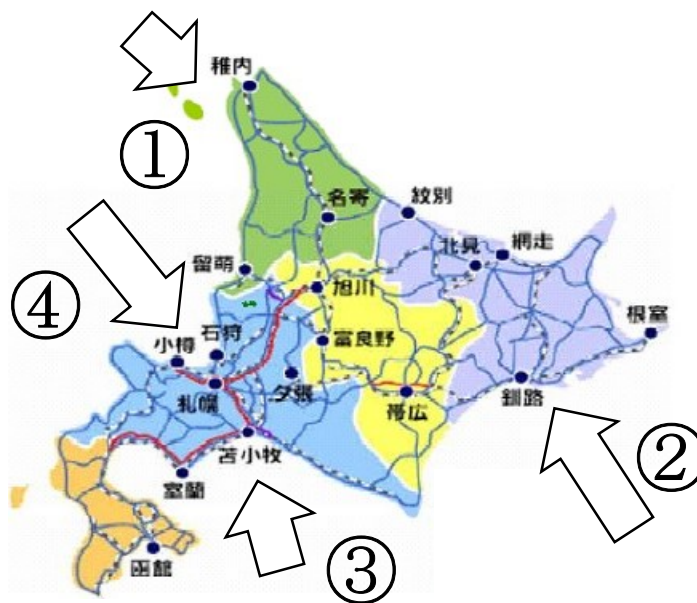
- (1) その1を作成  
町内住民の居住地を基本として、近傍の堅ろうな避難施設への避難要領を整理
- (2) その2の避難要領については、当時の状況と国の方向性から現行計画を応用

## 3 避難実施要領作成に係る前提

- (1) 計画は、「避難実施要領（共通）」とし、「パターン3」とする。
- (2) 想定は、下図「避難実施要領（共通）計画時における事態の仮説」で設定
- (3) 町民及び町内所在者は、町内施設に避難することを基本とする。

### 【避難実施要領（共通）計画時における事態の仮説】

- 1 国の見積（攻撃対象は日本だが、当初の侵攻地域が北海道となっている場合）  
国（道からの連絡）の事態予測が、①稚内②釧路③苫小牧④石狩から侵攻の可能性が大
- 2 国（道）から、国民保護に係る対策本部の設置について、北海道内全市町村を指定する通知を受ける。
- 3 道からの指示
  - (1) 喜茂別町は対策本部を設置し、住民は、町内の堅ろうな建物等に避難するよう準備
  - (2) 避難開始・完了時期 本指示伝達から3週間後に開始し、プラス3日後には完了
  - (3) 避難終了時期 不明とするも、一時帰宅等の可否も含めて逐次情報提供



## ④ 避難実施要領（共通） 「パターン3」

### 1 前提

③の事態の仮説に基づき、時間的な余裕があり、かつ、長期に及ばない設定

## 2 避難実施要領

下表を基準とする。

時間 (仮説)	状 況 等		住民行動の一例
	発信元	発信先及び内容等	
道からの 指示受日	道	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 役場担当受</li> <li>○ 避難準備に関する指示 本指示伝達から3週間後に避難を開始</li> </ul>	
道からの 指示受後	町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全町民 ⇒ I P告知端末、J C - S m a r t、広報車等で、道からの指示事項を伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 連絡事項の把握と共有及び避難準備</li> </ul>
避難開始 2週間前		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全町民に対し 避難場所及び移動要領等について伝達</li> <li>○ 別紙1「避難区分(基準)」</li> <li>○ 別紙2「避難に関する連絡事項」</li> <li>○ 伝達要領 日本郵便に協力依頼及びF A X <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅は全戸配布</li> <li>・旅館等 客室分の枚数を配布</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難要領の確認</li> <li>○ 近隣者等の自力避難困難者情報等について、町への提供</li> </ul>
避難開始 前日及び 当日		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全町民に対し</li> <li>○ 伝達手段 ⇒ I P告知端末、J C - S m a r t、広報車</li> <li>○ 伝達内容 「町民の皆さん、(明日・本日)午前△時から避難を開始してください。時間の余裕がありますので、落ち着いて、安全優先で行動してください。避難所に到着したら、各場所の担当者の指示を受けて下さい。バス利用者は、事前連絡の通り運行します。」</li> <li>○ バスの利用者について 資料「バス運行計画」に基づき運行</li> <li>○ 町民の避難状況の確認及び道へ状況報告 各避難所への避難者情報等と対策本部は情報を共有し、避難できない住民に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難開始</li> <li>○ バス利用による移動も開始</li> <li>○ 近隣者の孤立者情報の提供</li> <li>○ 不審者や不審物、また、上空、海上における不審な目撃情報の提供</li> </ul>
解除通知	道	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町担当者が解除時期の通知を受ける。</li> </ul>	
避難解除 2日前及 び前日	町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各避難所本部⇒避難住民へ伝達 「△月△日△時をもって、避難を解除しますので、各人計画で帰宅をお願いします。バス利用者は計画に基づき運行します。」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 帰宅準備</li> <li>○ 配当バスの確認</li> <li>○ 資料 「バス運行計画」</li> </ul>
避難解除 当日		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全町民へ伝達⇒ I P告知端末、J C - S m a r t、広報車 「△時をもって避難を解除します。安全に帰宅をお願いします。」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 帰宅開始</li> </ul>

## 避難区分（基準）

その 1 避難施設収容地域一覧（基準）

その 2 避難行動要支援者優先の避難施設・地域一覧

## その 1 避難施設収容地域一覧（基準）

連番	施設名	最大 収容人員	収容 予定数	対象地域(人数)
1	喜茂別中学校	1 8 4 8	1 4 7 0	市街地(1355)、比羅岡(37) 留産(15) 福島避難行動要支援者(3) 栄避難行動要支援者(2) 知来別避難行動要支援者(1) 伏見避難行動要支援者(6) 相川避難行動要支援者(1) 尻別避難行動要支援者(7) 鈴川避難行動要支援者(17) 御園避難行動要支援者(4) 金山避難行動要支援者(2) 中里避難行動要支援者(5) 花丘避難行動要支援者(1) 双葉避難行動要支援者(14)
2	農村環境改善センター	2 6 6	7 3	川上(1)、福島(3)、栄(12) 知来別(3)、伏見(54)
3	喜茂別小学校	1 7 5 1	3 0	尻別(20)、相川(10)
4	鈴川小学校	5 3 7	3 0 2	鈴川(164)、福丘(8)、御園 (29)、金山(4)、中里(61) 双葉(36)
5	ふれあい福祉センター	2 1 1	1 6 2	市街地避難行動要支援者 (158)、比羅岡避難行動要 支援者(4)
6	道の駅 望羊中山	3 1 1	当時の状 況による。	事業者、観光客

その2 避難行動要支援者優先の避難施設・地域一覧

連番	施設名	収容可能 人員	収容 予定数	対象地域(人数)
1	喜茂別中学校	4 4 1	6 3	福島避難行動要支援者(3) 栄避難行動要支援者(2) 知来別避難行動要支援者(1) 伏見避難行動要支援者(6) 相川避難行動要支援者(1) 尻別避難行動要支援者(7) 鈴川避難行動要支援者(17) 御園避難行動要支援者(4) 金山避難行動要支援者(2) 中里避難行動要支援者(5) 花丘避難行動要支援者(1) 双葉避難行動要支援者(14)
2	ふれあい福祉センター	2 1 1	1 6 2	市街地避難行動要支援者 (158)、比羅岡避難行動要 支援者(4)
	収容予定数		2 2 5	
	収容可能人員		6 5 2	

## 避難に関する連絡事項

連番	項目	連絡内容
1	避難要領について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本的には、家族及び個人計画により移動をお願いします。</li> <li>○ 移動手段は、原則として徒歩を推奨しますが、遠距離な方や徒歩移動が困難な方などは、自家用車で移動願います。 この際、それぞれの避難施設のグラウンド等の奥から順次駐車をお願いします。施設内の駐車地域に駐車できない場合は、避難施設近傍で、車両の通行の妨げにならないよう駐車をお願いします。</li> <li>○ 移動手段がなく、かつ、避難施設まで遠い住民の避難時及び帰宅時（一時帰宅含む。）の移動については、輸送バスによるシャトル便を運行しますので活用してください。</li> <li>○ 資料「バス運行計画」</li> </ul>
2	避難期間について	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 1週間（7日間）として仮説 本仮説期間以上の日数の場合は、避難所の生活環境を改善していきます。</li> </ul>
3	基本的な避難所生活要領について	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 各避難所の本部要員の統制に従うよう協力をお願いします。</li> <li>○ 食事について 最低1週間程度の飲食物は、各人・各家庭で準備してください。 （長期滞在の可能性を踏まえ、4日目以降の飲食物は応援物資を要請しますが、輸送が遅れる可能性も高いので、できる限り準備をお願いします。）</li> <li>○ 避難所内の各人のスペースについて <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一人分のスペース表示枠（2～4㎡）内での生活をしてください。</li> <li>* 表示枠は、各避難所に10枠基準に作成</li> <li>・ 要介護者や健康管理上、簡易ベッドが必要な場合は、各施設の本部要員に申し出て下さい。</li> </ul> </li> <li>○ 入浴について 喜茂別中学校シャワールーム及びふれあい福祉センター浴場を使用</li> <li>○ 一時帰宅（入浴）について 国（道）の情報に基づき、一時帰宅が許可された場合、各人・各家族計画及びバスを利用して行動してください。 この際、許可された期間の範囲内で入浴をお願いします。</li> <li>○ 起床 午前6時 消灯 午後10時を基本とします。</li> <li>○ 避難所からの外出について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難期間内については、安全確保のため、各避難施設（自宅等避難者含む。）は外出できません。</li> <li>・ 国民保護活動従事者は必要最小限の範囲で実施可能ですが、この際、国民保護標章の腕章を確実に装着してください。</li> </ul> </li> </ul>

連番	項目	連絡内容
4	避難時の服装・携行 品について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人の携行品について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 携行品の携行要領 努めてコンパクトな入物を使用するようお願いします。 (避難施設内の居住スペース確保を考慮)</li> <li>・ 携行品(一例) *飲食物は第3項を参照 衣類(着替え)、懐中電灯(予備電池)、携帯電話(充電器)、 イヤホン、携帯ラジオ(予備電池)、貴重品(通帳、印鑑、キャッシュ カード、保険証、運転免許証等)、衛生用品、救急医療品、常備 薬、防寒具、手袋(作業・防寒)、使い捨て用品(皿・コップ など)、サランラップ、割り箸、スプーン、油性ペン、布製ガムテープ 等</li> </ul> </li> <li>○ 家庭における備蓄品の携行一例 カセットコンロ(予備ボンベ)、飲料水用ポリタンク など</li> <li>○ 就寝するために必要な物 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷物 タオルケット・シーツ等 (薄手の銀レスキューシート・ブルーシートは遠慮願います。)</li> </ul> </li> </ul> <p>* スポンジ製の段マットは使用可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夏季 薄手の毛布 など</li> <li>・ 冬季 厚手の毛布 など</li> </ul>

## ⑤バス運行計画

## 【避難時】

区分	集合場所	運行時間	行先	対象地域	バス台数
A	留産地区基礎集落圏管理棟(字留産13-3)	〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分～ 終日行先往復の シャトル運行 最終便 当日午後8時00分	・喜茂別中学校 ・ふれあい福祉センター	留産、比羅岡	1台
B	栄防雪管理棟(字栄113-9)		・農村環境改善センター ・喜茂別中学校	川上、福島、栄伏見、知来別	1台
C	双葉克雪管理センター(字双葉24-5)		・鈴川小学校 ・喜茂別中学校	双葉、花丘、中里	1台
D	御園集落センター(字御園21-10)		・鈴川小学校 ・喜茂別中学校	金山、御園、福丘	1台
バス運用総数		4台(乗車者の状況により台数調整する。)			
備考	1 Aについては、比羅岡を経由する。 2 Bについては、栄(道南バス停)、伏見、知来別入口を経由する。 3 Cについては、花丘、中里を経由する。 4 Dについては、金山、福丘を経由する。 5 バスは、昼食時間(12時～1時)以外は、終日、時間不定で目的地間を往復し、集合場所もしくは経由地で待機中の町民を輸送する。 6 最終便 当日の午後8時00分(各集合場所発進時刻)				

## 【帰宅及び一時帰宅時】

区分	集合場所	運行時間	行先	対象地域	バス台数
A	・喜茂別中学校 ・ふれあい福祉センター	〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分～ 終日行先往復の シャトル運行 最終便 当日午後8時00分	留産地区基礎集落圏管理棟(字留産13-3)	留産、比羅岡	1台
B	・農村環境改善センター ・喜茂別中学校		栄防雪管理棟(字栄113-9)	川上、福島、栄伏見、知来別	1台
C	・鈴川小学校 ・喜茂別中学校		双葉克雪管理センター(字双葉24-5)	双葉、花丘、中里	1台
D	・鈴川小学校 ・喜茂別中学校		御園集落センター(字御園21-10)	金山、御園、福丘	1台
バス運用総数		4台(乗車者の状況により台数調整する。)			
備考	避難時の逆順				



⑥各避難施設における職員担任区分（案）

連番	施設名	収容予定数	担任区分（基準）				
			総務課	まちづくり 振興課	住民課	元気 応援課	教育 委員会
1	喜茂別中学校	1 4 7 0			2	2	
2	農村環境改善 センター	7 3	2				
3	喜茂別小学校	3 0					2
4	鈴川小学校	3 0 2			2		
5	ふれあい福祉 センター	1 6 2				2	
6	道の駅 望洋中山	当時の状況 による。 (最大収容数 3 1 1)		2			
備考		増員もしくは、職員の交代等が必要な場合、他課等から支援を受ける。					

## 9 避難施設一覧表

連番	施設名	住所 (喜茂別町)	施設連絡先	管 理 者	
				窓 口	連絡先
1	喜茂別中学校	字喜茂別258-1	0136-33-2241	喜茂別町教育委員会 教育振興係	0136-33-2203
2	農村環境改善 センター	字伏見264-4	0136-33-3033	喜茂別町長 総務課	0136-33-2211
3	喜茂別小学校	字喜茂別336	0136-33-2011	喜茂別町教育委員会 教育振興係	0136-33-2203
4	鈴川小学校	字鈴川42-9	0136-33-6302	喜茂別町教育委員会 教育振興係	0136-33-2203
5	ふれあい福祉 センター	字喜茂別15-1	0136-31-2940	喜茂別町長 元気応援課	0136-31-2940
6	道の駅 望洋中山	字川上345	0136-33-2671	喜茂別町長 まちづくり振興課	0136-33-2211

喜茂別町国民保護計画資料編別冊  
避難実施要領  
＜令和5年（2023）10月策定＞